

## 令和8年度塩竈市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度塩竈市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数	24,400 戸
(2) 年間処理水量	7,801,840 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	21,375 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道事業	316,441 千円
ポンプ場事業	356,658 千円
流域下水道事業	78,640 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			3,886,434 千円
	第1項 営業収益			1,852,896 千円
	第2項 営業外収益			2,033,535 千円
	第3項 特別利益			3 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			3,815,391 千円
	第1項 営業費用			3,515,830 千円
	第2項 営業外費用			289,058 千円
	第3項 特別損失			503 千円
	第4項 予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額929,381千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,241千円、当年度分損益勘定留保資金887,140千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			3,141,413 千円
	第1項 企業債			2,857,800 千円
	第2項 負担金			547 千円
	第3項 補助金			283,066 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			4,070,794 千円
	第1項 建設改良費			751,739 千円
	第2項 企業債償還金			3,309,055 千円
	第3項 予備費			10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
藤倉汚水ポンプ場改築事業(令和8年度)	令和8年度から令和9年度	241,000 千円
ポンプ場監視システム更新事業(令和8年度)	令和8年度から令和9年度	89,870 千円
下水道管理包括的業務導入支援業務委託(令和8年度)	令和8年度から令和9年度	41,500 千円
公営企業会計システム賃借料(令和8年度)	令和8年度から令和13年度	17,050 千円
下水道台帳更新及び維持管理情報整備業務委託(令和8年度)	令和8年度から令和12年度	19,500 千円
水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金(令和8年度)	令和8年度から令和13年度	3,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業 流域下水道事業 資本費平準化債 借換債	千円 501,500 78,600 1,157,200 1,120,500	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1)収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2)資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1)職員給与費 114,764 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受け取る金額は984,013千円である。

令和8年2月16日提出  
塩竈市長 佐藤光樹